九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

明代在外宦官の一形態について ： 鎮守宦官をめぐって

野田, 徹
九州大学大学院博士後期課程

https://doi.org/10.15017/25770

出版情報：九州大学東洋史論集. 24, pp.25-54, 1996-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

明代在外宦官の一形態について

—鎮守宦官をめぐって—

野田　徹

はじめに

一般に宦官はその生殖能力の欠如を理由に、後宮での奉仕を職務とする。そのためその所在は政治の中枢、最高の権威に近く、寄生的権力集団として実権を掌握する場合も多かった。このような宦官の専権は歴代の中国王朝の中にいくつかの例が見られ、明朝もその代表的な例である。ところが、その専権体制の構図については単に皇権への寄生ということでは説明不足を感じる。明代の宦官は職掌領域が格段に広く、軍の監督や税の徴収など従来は文武百官といわれるような一般官僚が任ぜられていた分野を侵食している。つまり、帝室経営を専らにすべき宦官が国家経営の担当分野に職掌領域を広げているのである。明朝における皇帝独裁の専制的中央集権体制では、皇帝の政務能力への要求が過重である。これはこの体制の問題点のひとつである。太祖洪武帝の建国祖としてのカリスマ性を含めた個人的力量は、安定した体制の構築という社会的な要請の追風をうけて、その過重な負担に対してバランスをとっていた。しかし、その後継者たちがその過重に堪え得る人材かどうかは、太祖自身でさえその皇位継承者の選択に苦慮したように難題であった。才気溢れる成祖永楽帝でさえ、内閣を組織して行政の負担を軽減せねばならなかった。第二の問題点は、この体制の構築の過程でなされた官制の改革や、粛清などによって作られた帝室と官僚の間の距離の大きさである。明の体制下では行政機構は官僚のものではなく、皇帝の手元に安置されていたのである。皇帝の能力に問題のない場合は構わないが、官僚たちが皇帝を補佐して政治を行う場合、この距離をクリアして皇帝の権威を行政の実働に接続する必要があった。しかし、それは官僚側の働きかけで解消されるものでは

なかった。この点で内閣にも限界があった。早くも、宣徳時代に名をはせた三楊が退くと、代わって帝室経営の代表である司礼監が太監王振を先頭に権力を握るが、これは一般官僚が帝室経営にタッチできない一方、宦官集団が皇帝の耳目、あるいは手足として行政機構に手を伸ばすことが可能だったためである。明朝の皇帝独裁体制の抱えていた皇帝への負担の過重と、帝室と一般官僚との距離の問題は宦官によって埋められたのである。このため、従来宦官の職掌ではなかった部門の任務が、宦官に加重されていった。

明代の宦官は宮廷内の任務（＝内官職）のほかに、宮廷の外にでて、軍政の監督、税の徴収など特別な任務（＝特務職）をもつものがある。特務職は主として、外官の監察に関わる部門と帝室の経営の延長線上にある物資の調達に関わる部門であり、場合によっては文武官と重複し共同で事に当たった。その行政組織への浸潤は甚だしかった[1]。それどころか宦官衙門の頂点にたつ司礼監は、皇帝と内閣の間を行き来する行政文書を管理する立場から、皇帝の批答を改竄することも可能であり、陰の内閣とまで称せられた[2]。形だけを見て可能性をいえば、宦官のみでも一国の統治組織を構えるだけの規模はある。それほどに明代では宦官が官僚としての体をなしていたので、明代の官僚組織の実態は文官・武官・内官（＝宦官）の三者鼎立の体制であったといえるだろう。特務職はこのような重層構造の鍵であった。

特務職の多くは、宦官を紫禁城の外へ送りだし、各地方に駐屯させるものであった。早くは南京に王景弘・鄭和以来の南京守備太監がおかれ、福建・広東には提督市舶司太監、広東の真珠産地には珠池奉御、漕運の拠点には管倉内官、蘇松地方には織造太監、江西饒州には燒造太監、各辺衛と各布政司に鎮守宦官、税監など、これらのいわば「在外宦官」はただ明代に特徴的な存在である。一時的な宦官の外出は他王朝にも見られるが、明代のように組織的に常駐したことはない。明末の織傭の変や開読の変などは、この在外宦官が引き起こしたもので、民変研究の中では、この税監は既に大きな問題としてとらえられているが、全般的な「宦官の在外」という事態についてはほとんど何も検討されていない。本来宮廷の奥向きに居るべき者が外に在って、社会となんらかの相関関係を持つという興味溢れるテーマはぜひ専論をもってすべきである。本稿はその初段階として、在外宦官の中でも特務職の代表格であり、また史料が豊富な鎮守宦官をとりあげ、この鎮守宦官をめぐる問題点を検討して、明代宦官の在外をめぐる動きについてひとつの考えを提出したい。

【註】

（1）拙稿「明朝宦官の政治的地位について」（九州大学『東洋史論集』21号　一九九三）参照。

（2）谷光隆「成化時代における司礼監の地位」（『東洋史研究』13－3　一九五四）参照。

一、成化二十一年条奏

軍の運営は、その兵力の保持とともに、その指揮権の統御が課題となる。それ故に、皇帝の厚い信頼を得た宦官であれば、その耳目として軍の監督者となりうる。唐宋にもそれぞれ魚朝恩・童貫等の例があり、明の鄭和の南海遠征こそは最も知られた宦官出征であろう。しかし、これらの例はすべて臨時性が強く一代の定制というわけではない。一方で明の宣徳以降は、宦官全体の機構が整いつつある中で、宦官の監軍も国家の定制となった。宦官の軍への関与は大きく二つの方面に分けられる。つまり中央の京営と地方の鎮守である。京営は当初は五軍・三千・神機の三大営が設けられていたが、土木の変の際に崩壊し、于謙らによって新たに十団営（のちに十二）が編成される。そのいずれにも各営に監督の宦官が置かれた(1)。また一方の鎮守・分守といった鎮守官は元来武臣の職であった。しかし『正徳会典』巻百十・兵部・鎮戍に

凡天下要害処所、専設官統兵鎮戍。其総鎮一方者曰鎮守、独守一路者曰分守、独守一城一堡者曰守備、有与主将同処一城者、曰協守、又有備倭・提督・提調・巡視等名。其官称掛印専制者曰総兵、次曰副総兵、曰参将、曰遊撃将軍。旧制倶於公侯伯・都督・都指揮等官内、推挙充任。永楽初、始命内臣鎮守遼東・開原及山西等処、自後各辺以次添設、相沿至今。其鎮戍地方、或遇事増添改革、倶本部奏請定奪。今以見設鎮守・分守・守備地方、并合行事例、開具于後、而協守遊撃備倭等項、附見各條之下……

とあるように、永楽以後宦官がこの鎮守・分守・守備等々の官に据えられて、武官と対になって出鎮するようになった。方志遠氏の「明代的鎮守中官制度」によれば(2)、明代における鎮守宦官の展開は、その起源は永楽であるが、臨時性が消え制度として固まったのは宣徳からである。鎮守宦官は出鎮先によって、南京守備太監、各辺の鎮守宦官、各布政司の鎮守宦官に三別できる。正統のころに急増し、天順・成化の間に漸増し、その職権も拡大した。正徳帝が没し、嘉靖帝が外藩から迎えられると、政治改革が断行され、鎮守宦官の革除が開始された。嘉靖八～十年の間に各地の鎮守宦官が削られていき、ほと

んどの鎮守宦官は撤去された。

鎮守宦官の盛衰は、明代宦官全体の消長と相通じた経過をたどる。永楽に生まれたものが、宣徳で定制となり、正統から正徳にかけての九十年の間に成長し、嘉靖帝の即位後十年余の改革によって急速に衰退するのである。ではこの間に在外宦官として地方に常駐していた鎮守宦官はどんな問題を引き起こしたのか。これを知るべき好材料が『憲宗実録』成化二十一年正月己丑の条の「大臣及科道等官応詔條奏時事」である。

成化二十一年元日（甲申）の星変をきっかけに、憲宗はその五日後、文武百官に勅して時政を極言せしめた[3]。これに応えたのは九卿の他、吏科都給事中李俊、浙江道監察御史汪奎らであった。これらの上奏には、宦官の組織及び勢力の拡大を反映し、宦官の任務に関連する問題が多く提出されている。このうち宦官に関係するものを次に挙げる。また、とくに鎮守宦官に関するものは後に全文を記し、後述の便宜の為A～Gの記号を付して次に示す。

〈大臣及科道等官応詔条奏時事〉

吏部尚書尹旻等言二事　うち第一事　伝奉官について
戸部尚書余子俊等言八事　うち第八事　倉場内官について
礼部尚書周洪謨等言九事　うち第七事　自宮宦官について
兵部尚書張鵬等言五事　うち第三事（A）鎮守官の増加について
うち第四事（B）鎮守宦官の皂隷について
うち第五事（C）京営の提督内臣の軍伴について
刑部尚書張鎧等言六事　うち第二事　管荘内官について
うち第六事（D）鎮守官の増加とその権限について
工部尚書劉昭等言三事　うち第一事　材木等の採弁について
うち第三事　惜薪司について
都察院右都御史朱英等言八事　うち第六事（E）果品・薬材の採弁進貢について
うち第八事　倉場馬房蓄育署の内官の増加について

通政司掌司事尚書張文質四事　とくになし
大理寺卿田景暘四事　とくになし
吏科都給事中李俊等言六事　うち第一事　各監での太監の増加について
うち第二事　宦官と交結する大臣について
浙江道監察御史汪奎等言十事　うち第二事　太監梁方と妖僧継暁について
うち第三事　伝奉官について
うち第五事（F）鎮守宦官の増加とその軍伴・皂隷について
うち第六事（G）京営内官の軍伴について
うち第七事　塩利をもとめる勲戚・宦官について

これらの建言は全て、この時代の宦官に関連した問題を取り上げたものである。伝奉官とは、宦官を通して皇帝に技芸、珍宝、奇書を献上し、或は宦官を賄賂で買収し、「太監○○伝奉聖旨授某氏某官」の形で授けられる官のことであり、その増加が問題となった[4]。管倉は倉庫の管理官で、臨清・徳州など漕運の要衝に在る倉庫に居るが、その員数が漸次増加したことが問題となっていた。自宮宦官とは、生活に窮した民が自ら閹割（生殖器を切断）し、宦官として宮廷（王府も含む）に用いられることを図る者で、また自宮とはいえ自分を閹割するのでなく、口減らしのように子供を閹割して京師に送る場合も自宮である。度々の禁令に拘らず自宮求進者は増加の一途をたどった[5]。管荘というのは、荘田の管理者である。明代では、王府や勲戚中貴には荘田が賜与されたが、皇帝自身にも皇荘と呼ばれる荘田があった。宦官はその管理を任せられたが、彼らは荘田の拡大のために無頼の徒と結んで他人の土地を侵占したり問題が多かった。これらの事はすべてこの時期の宦官集団の膨張と明朝の行政組織への浸潤を示している。次に鎮守宦官の問題に絞ってA～Gの建言を掲げる。

（A）　各処鎮守・監鎗・守備内外官、除辺防外、其余内地凡非正統間原有者、悉宜取還。

▽各処の鎮守・監鎗・守備内外官は、辺防を除いた他の内地つまり各布政司の鎮守などは元来正統年間に設けられていたものではない。すべて取還すべきである。

（B）　在外鎮守内官于所在僉設皂隷等役、悉令巡撫・巡按官査発寧家、以後不得僉報。在京・在外文武四品以上官、成化

二十一年皂隷免一年以紓民困

▽在外の鎮守内官が任地において皂隷等の役を選び取って徴用している。すべて巡撫・巡按官に令して調査摘発して家に戻させ、以後徴用させない。在京在外の文武四品以上の官の成化二十一年分の皂隷は一年を免じて民の困窮を緩和させる。

(C)

京営提督内臣軍伴一百名、掌営内臣与総兵官各六十名、各処鎮守内外官三十六名、以下降殺有差、倶近所奏允、非祖宗旧制。今官多軍少、況百人所給毎歳米一千二百石・布二百疋、而総為一官供役之需誠為太過、宜以次裁省。提督内臣与掌営内臣及総兵官軍伴各二十名、坐営官六名、把総官二名、各処鎮守内外官各十二名、分守内外官各八名、守備内外官各四名為当。

▽京営の提督内臣の軍伴は百名を備え、掌営内臣と総兵官はそれぞれ六十名、各処の鎮守内外官は三十六名、以下位の降るごとに数は減る。これらはみな近ごろ各官が奏して皇帝の認可を受けて得たものであって祖宗の旧制ではない。今官ばかり多く軍卒が少ない、ましてや百人に支給する毎歳の米は一千二百石、布が二百疋、これは一人の官の任務の費用としては過剰である。次のように削減するべきである。提督内臣と掌営内臣及び総兵官は軍伴各二十名、坐営官は六名、把総官は二名、各処の鎮守内外官は十二名、分守内外官は八名、守備内外官は四名が適当である。

(批答)……内地鎮守・監鎗・守備等官具名以聞。京営及各処鎮守等官軍伴査先年及今人数来奏。……余皆如議。

▽内地の鎮守・監鎗・守備などの官は名を添えて報告せよ。京営と各処の鎮守などの官の軍伴は先年と現在の人数を調べて報告せよ。

(D)

近来官職日増、鎮守・総兵亦多濫設、且五品以上官、律応奏請。今有請勅四品・五品等官径行逮問者、実欲挟勢求賂、為弊尤甚、宜依天順八年正月詔例、浙江・江西・福建・陝西・臨清鎮守内外官、及各処鎮守等官、量地緩急、従宜去留。其留者所請勅書不当得者即令奏繳。

▽近来官職が日ごとに増加している。鎮守・総兵もまた多く濫設されている。また五品以上の官は、罪を犯した場合刑法上その審理は中央に奏請すべきである。ところが昨今四品・五品等に逮問を直ちに行なわせるよう勅命を請願

するものがいる。その実は勢を頼んで賄賂を要求しようとしてるのであり、弊害は最も甚だしい。天順八年正月の詔例に従って、浙江・江西・福建・陝西・臨清の鎮守内外官ならびに各処の鎮守等の官は、地域の事情を考慮して宜しきに従って留任解任を決めるべきである。留任の者は請願した勅書にしたがい、留任すべきでない者はすぐに令して召還すべきである。

（批答）……鎮守内官已令兵部査奏定奪。有奉勅干預詞訟者、令不許、止依前勅行事、後勅繳回。……余皆如議

▽……鎮守内官については既に兵部に令して定奪の調査報告を命じている。勅を奉じて詞訟に預かる者あれば、令して許さず、止だ前の勅に従って処理し、後の勅によるものは皆召還する。……

（E）各処進貢土産果品薬材等物、宜止令鎮守一人採弁。其分守監鎗并管珠池等内官不許假公営私為民擾、其齎香帛賞賚等事及嶽鎮山川等祭祀、宜従礼部差官不必再差内臣以煩道路。

▽各処の進貢する土産・果品・薬材等の物は、鎮守一人だけに令して採弁させるべきである、その分守・監鎗並びに管珠池等の内官が、公に假りて私を営み、民に害をなすことは許されない。その香帛賞賚等の持参の事ならびに嶽鎮山川等の祭祀は礼部の派遣官に従うきで、必ずしも内臣を派遣して道路を乱してはならない。

（批答）……各処総兵官遇節進馬、副参等官不許進土産。止許鎮守官一人進之、余不許。今後齎香帛内官不必差。……

▽……各処の総兵官は節に遇えば馬を進め、副参等の官は土産を進めるを許さない。ただ鎮守官一人がこれを進めるを認め、他は許さず。今後香帛の持参については内官を必ずしも派遣しない。……余皆議の如くせよ。

（F）近来各処増鎮守・守備内官、比天順年間不啻数倍。如河南并蘭州天順間皆無内官。今又増藍忠等数人鎮守、又如淮安・臨清等処倉場又至数人。凡内官所在、毎衛所則勒撥軍伴以取月銭、毎州県則逼僉皂隷以取銀両、駅伝供給兼索折銀、又擅作威福、凌虐所在、如鎮守浙江太監張慶・四川太監蔡用倶受詞訟、得逮治四品以下官、所謂虎而翼者也。宜査正統年間所無者、倶取回以革弊政。

▽近来各処の鎮守・守備内官の増員は、天順年間に比べて数倍というだけでない、河南ならびに蘭州などは、天順の間皆内官はなかった。しかし今また藍忠等数人の鎮守を増している。また淮安・臨清等処の倉場などはまた数人の内官が任についている。おおよそ内官は任地にあって衛所ごとに軍伴を勒撥して月銭を取り、州県ごとに皂隷を逼

僉して銀両を取る。駅伝を供給されると折銀をもとめる。またほしいままに威勢を振るい、任地の人々を凌虐する。鎮守浙江太監張慶・四川太監蔡用などが詞訟を受けて、四品以下の官を逮治するを権限を得ることは、所謂虎に翼があるようなものである。正統年間には内官の設置のなかった所を調べて、みな取回し弊政を革めるべきである。

（G）近来坐営監鎗等内官増置太多、将無専任軍多私役。毎員已有正数軍伴、又有弁納月銭者、多至二三百名、少亦七八十名。其総兵・把総等官、亦皆倣效占役、以致精壮多帰私門、在営惟存老弱、武備廃弛莫甚于此。宜査正統前例、于提督坐営内官量留一二、余悉革之、役占軍匠倶令赴操工作。在外鎮守内外官役占軍士亦行巡撫・巡按及清軍御史、査究倶発原伍操守以修武備。

▽近来坐営監鎗等の内官が増置されることが非常に多く、とくに専任のない軍卒を多く私的に使用している。各官ごとに既に軍伴の定額は定まっている。また月銭を弁納する者がおり、多い場合には二三百名に至り、少なくてもまた七八十名である。その総兵・把総等の官も、皆内官にならい軍卒を占役し、精壮の軍卒は多く私門に帰して、営には老弱の軍卒のみが残り、武備の廃弛はこれ以上ないほどである。正統の前例を調査して、提督坐営内官において一二の軍伴を留め、のこりはすべてを革去する。役占の軍匠も倶に令して操練・工作に従事させ、在外の鎮守内外官の役占する軍士もまた巡撫・巡按及び清軍御史に命じて調査究明させ、すべてもとの部隊に戻して操守させ、武備を改修する。

（批答）……鎮守等官已令兵部査奏定奪。藍忠・張慶・蔡用還、移文使知之。……提督坐営内官仍旧、内外官占役軍匠は令科道官査究……。

▽……鎮守等の官については既に兵部に令して定奪を査奏させている。藍忠・張慶・蔡用は取回し、移文してこれを知らしむ。……提督坐営内官はもとのままで、内外官の占役した軍匠は科道官に令して査究させる。

このように課題と是正案は提出されたが、憲宗自身に断固たる改革の意志があって群臣に言を求めたわけではなかったようで、結果的には実効性のある改革はなされなかった。『明史』において張鵬伝に「二十一年、星変、鵬偕僚属言、伝奉武職至八百余人、乞悉令間住、非軍功毋濫授。四方鎮守・監槍・守備内官、非正統間原設者、悉宜召還。廷臣亦交以請、下兵部覆覈。鵬畏中官、不敢堅其議、帝遂尽留之。時論皆咎鵬。」といい(6)、朱英伝にも「又明年正月、星変、疏陳八事、……。権倖

皆不便、執政多持之不行、英造内閣力争、竟不能尽従也。」という。[7] さらに汪奎伝では、これを機会に改革を追求した者が後に左遷させられたことを述べている。[8] これらの条奏提出後の状況から判断して、ここに提出された問題は、それに対する批答においては改革を受容する旨が見られるものの、実際には是正される事なく継続して弘治時代に受け継がれたものと考えられる。それどころか、弘治・正徳時代に入って新たな展開を見せるものもある。それは、(B)・(C)・(F)・(G)に見られる鎮守宦官及び京営の提督宦官の従者に関連する問題である。続く節においてその実態を見る。

[註]

(1) 明代の京営の内における宦官勢力の確立については、奥山憲夫「明代中期の京営に関する一考察」(『明代史研究』第8号、P1～20 一九八〇)を参照。

(2) 方志遠「明代的鎮守中官制度」(『文史』第四十輯、中華書局編輯部編 一九九四、九)参照。

(3) この時の星変とは、『憲宗実録』成化二十一年正月甲申の条によれば「申刻、有火光自中天少西、下墜化白気、復曲折上騰、聲如雷。踰時西方復有流星大如椀赤色、自中天西行近、濁尾跡化白気曲曲如蛇形、良久正西轟轟如雷震地須臾止。」というものであり、それに対して憲宗は『憲宗実録』成化二十一年正月己丑の条に「勅諭文武百官、茲者上天垂戒災異迭見歳暮。及今正旦星変有聲如雷。朕甚驚懼、惟天道与人事相為流通、必人事乖違、斯天道不順。爾文武百官皆与朕共天職者、而五府・六部・都察院・大理寺・通政司堂上官及六科十三道官付託尤重、凡一応弊政及有利于国家生民之事。其各指実陳奏、無或顧忌、朕当采而行之用回天意。」とあるように百官に言を求めた。

この時すでに、憲宗が信頼を寄せていた汪直は失脚し(成化十九年奉御に降される)、彼の提督していた秘密警察的組織の西廠も廃されていた(成化十八年)。宮廷にひきこもりがちであった憲宗にとって汪直の西廠は重要な情報源であり、このような星変をきっかけに求言がなされたのは、西廠や汪直を失った憲宗の不安感がひきがねになったのではないかと思われる。

(4) 谷光隆「成化時代の伝奉官について」(『史林』38－3 一九五五)参照。

(5) 清水泰次「自宮宦官の研究」(『史学雑誌』13－1 一九三二)参照。

(6) 『明史』巻百六十。

(7) 『明史』巻百七十八。

(8) 『明史』百八十汪奎伝「方星変求言時、九卿各條奏数事、率有所避、無甚激切者、唯奎与李俊等言最直。而武選員外郎崔陞・彭綱、主事蘇章、戸部主事周軫、刑部主事李旦皆有言。陞・章言宦官妖僧罪、請誅諛竄、而尚書王恕今伊・傅、不宜置南京。綱斥李孜省・継暁、請誅之以

謝天下。軫亦請誅梁方・李孜省、并汰内侍、罷方書。旦陳十事、旦言「神仙・仏老・外戚・女謁、聲色貨利、奇技淫巧、皆陛下素所惑溺、而左右近習交相誘之。」言甚切。帝以方修省、皆不罪。後以吏盜鬻旧賜外蕃敕事、下綱・章吏、貶之外。而密諭吏部尚書尹旻出旦等、且書六十人姓名於屏、俟奏遷則貶遠悪地。旦乃与給事中盧璚・秦昇・童柷同日俱謫。部臣見遠謫者多、有応遷者輒故遅之、陞・軫遂得免。

二、鎮守宦官の皂隷・軍伴

皂隷とは中央・地方官庁の雑役の一目で、祇候とよばれる場合もあった。通常、公使皂隷（官庁の雑務に服する者）と随従皂隷（官員の役使に服する者）との二者があった(1)。成化二十一年正月条奏の張鵬等言五事の第四すなわち（B）に「在外の鎮守内官所在において皂隷等の役を僉設す。」といい、汪奎等言十事の第五すなわち（F）では、各処の鎮守宦官の増加を述べて、その鎮守宦官が「州県ごとに則ち皂隷を逼僉し、以って銀両を取る。」という。つまり鎮守宦官は任地において、民戸より皂隷を徴発するというが、これが問題となるのは、鎮守宦官への皂隷の付与が元来国家の定制ではないからである。ところが条奏のあった同年七月には(2)、

鎮守湖広太監開泰奏乞定皂隷名数。事下、兵部言、鎮守内官旧無皂隷、成化年間始、間有之。邇因災異陳言、会官議奏革去、未久而泰首先違例奏請、宜勿許。上令所在官司撥四十名給之。

と、鎮守湖広の開泰という太監が、皂隷の数を定めることを求めた。これに兵部は、鎮守宦官にはもともと皂隷の付与はなかったが、成化年間に始まって、間にこれがあるだけで、しかも先の陳言では革去すべきことが議奏されたからには、付与すること自体が認められないと答申したのである。しかし結局開泰には四十名の皂隷が与えられている。また、翌成化二十二年四月には(3)、

鎮守福建太監陳道奏乞毎州県僉撥皂隷二人。事下、兵部言、内外守臣皂隷革罷、未久近已有奏允者、至如道奏、計福建所属州県応得一百余人取旨裁処。命所司僉撥六十名與之。是時、上在位久、左右多見信任、中官恣横殊甚。其在外者則納賂於内以固其任、在内者則進言於上以庇其外。由是、内外貪縁、凡有奏請、無不允行、然亦有上意不得已而従之者、人皆知其実而莫敢誰何也。

と、鎮守福建の陳道が州県ごとに二名の皂隷を徴発する事を奏乞した。陳道の奏乞のとおりなら福建所属の州県で通計百人

以上の白隷が付与されることになる。やはり兵部の意見は反対であったが、結局陳道には六十名が与えられた。そしてかくも簡単に鎮守宦官に白隷が認められるのは、皇帝の信頼の厚い中央の宦官と、在外の宦官が賄賂を通じて連係しているためであるという。「上意にしてやむをえずしてこれに従うものあり、人皆その実を知るも、敢えて誰何するなきなり。」というのは、皇帝の認可が実際に皇帝の意志によるのかという疑惑である。上奏文に対する決裁の原案である「票擬」は大学士が作り、皇帝はこれを元に決裁となる「批答」を書く。しかし、皇帝が自ら書く批答は数件で、残りは司礼監の秉筆随堂太監が代筆する。司礼監には東廠などの特別な情報源があり、票擬に異論があれば「搭票」という意見書を添えて皇帝に示す、この様な制度の下では皇帝が暗愚であったり、怠慢であったりした場合、国策の最終決定は司礼監が握ることになるのである。証拠はないけれども、これらの決定が宦官たちの意志ではないかという疑念ももっともである。(4)

次に白隷の数として四十・六十という数字はどうであろう。『正徳会典』巻百二十三には

正統間、定官員随従白隷、文職一品・二品十二名、三品十名、四品六名、五品・六品四名、七品至九品二名、内翰林院編修・検討・六科給事中・中書舎人・監察御史俱近侍、各加一名、知県係親民正官、欽与四名。国子監博士・助教・学正・学録二名、翰林院訳字官一名。武職、五府管事都督・錦衣衛管事指揮・鎮撫司管事鎮撫俱照文官品級例、帯俸都督各六名、錦衣衛帯俸都指揮・指揮各四名、長陵衛指揮使并同知各六名、僉事四名、則出特恩。

とある。宦官の品階は、太監正四品・少監従四品・監丞正五品なので(5)、これに照らせば、鎮守太監であっても六名、かりに翰林院編修以下のような特例が鎮守宦官にも認められたとしても十名がせいぜいであろう。しかし、この規定をもっても結局宦官の白隷を制限することはできない。『孝宗実録』弘治十七年閏四月辛巳の条に

先是、鎮守河南太監劉瑯奏乞白隷柴夫、特与白隷五十名。至是、六科十三道官交章言、柴薪白隷本為外官養廉而設、自来内官労効、亦唯厚加賞賜、且名数多寡視官職崇卑、雖尚書極品不過十二名而止、而瑯之所得四倍尚書。況此門一開、陳乞者将紛然而至、乞収回成命、仍加勅責俾知所警。事下、兵部覆奏、以為各官言出忠懇、宜賜施行。命以三十名与之。

とあり、鎮守河南の劉瑯の要求は五十名、六科十三道官は全くこれを認めない方針であったが、結局三十名が与えられた。とりあえず二十名を減ずることはできたが、監察官の側では満足をえず、翌月に

兵部覆奏礼科都給事中李禄及監察御史饒塘所言三事。……一、鎮守河南太監劉瑯奏乞柴薪白隷、近已有旨於五十名内減

二十名、但鎮守官旧無此例、請尽行停免。上曰、劉瑯奏乞皂隷仍照前旨行、余従所議。[6]

と全廃を要求するが、先の決定は動かせなかった。元来、制度上は宦官に皂隷が付与されることはなかった。しかし、鎮守宦官として地方に出鎮し、武官と並んで辺軍の監督を任務とするようになった時点で、鎮守宦官に対する皂隷付与の論理的根拠が生まれたのである。またそれが実際に設置されたり、規定外に多数の皂隷の付与が可能になった過程において、「奏請」・「奏乞」→「皇帝の認可」という手順を踏むことは注目すべきである。

皂隷の増加の原因については、徭役の銀納化がひとつの要因として考えられる。『会典』によれば、宣徳年間の令で、随従皂隷の応当を願わざるに係る者は、毎名月に柴薪銀一両を弁ぜしむ。として官員個人に配属される皂隷は、銀納により実役を免れることになった。またこの銀納化は薄給に苦しむ明の官僚の補助となり、官僚側には銀に対する強い欲求があり、銀納化が促進されたといわれる。[7]従って、(F)に見られた「銀両を取る」というのは、鎮守宦官が出鎮の際に皂隷の付与を認可してもらい、その皂隷には銀納を強制して財貨を得るという事態をいうのであろう。皂隷を増加させるのは、銀への欲求からである。

次に軍伴であるが、皂隷と併記されているので、同系統の範疇「従者」にはいるものと考えられる。国家から特に将領の武官に与えられる従者で、皂隷が民戸に課せられた徭役であり、民籍からとられるのに対し、軍伴は軍籍から取られるのであろう。軍伴の「伴」は伴当の意で、「軍伴」は「軍の伴当」或は「軍で伴当」の意ではないかと思われる。衛所の指揮クラスの者は伴当として軍卒を使用しており、これが「軍伴」の名の起源であろう。[8]軍伴に関してその役割を規定した史料があまり見あたらないので、判然としないが、鎮守官個人の身辺の雑務、例えば外出の際の供回りや、馬の世話、伝令等々ではなかっただろうか。

張鵬の第五事(C)では、京営の提督内臣の軍伴が百名、掌管の内臣と総兵官が六十名で、各処の鎮守官が三十六名、そして分守ー守備と下がるにつれて数を減ずるが、これらはみな「近所奏允、非祖宗旧制」なのであり、財政の負担もかかるので、それぞれ削減するべきだという。汪奎の第五事(F)では、近来鎮守宦官が増え、天順年間に数倍するのみならず、以前は内官の置かれていない地方にまでおよび、彼らはその任地において「衛所ごとに則ち軍伴を勒撥し、以って月銭を取る。」という。同じく汪奎の第六事(G)では、京営の監鎗内官が増え、その彼らが専任なき軍士を私役すること、坐営の官

にはそれぞれ軍伴の定数があるのに、月銭を弁納するものが、多くて二三百名、少なくとも七八十名あるという。以上の(C)・(F)・(G)にみられる軍伴の問題をまとめると、鎮守官及び京営の官が不当に多くの軍伴を得ており、さらに軍士を私役すること、並びに軍伴の月銭に関することである。軍伴がどういう性質のものか検討するためにいくつかの史料を挙げてみよう。まず『憲宗実録』成化十四年四月丁未の条をみると、

兵部定擬鎮守総兵・分守・守備内外官員軍伴。凡鎮守内外官各三十六名、分守内外官二十六名、守備内外官一十六名、管操指揮各四名、管隊千百戸各二名、倶先取余丁撥用分班養馬、不許按月納銭、遇有警急、依旧操守。報可。

とあるが、これで判るのは、鎮戍の各官に認可された軍伴の数と、余丁から選抜するということ、役割として養馬があること、月ごとの納銭が認められないこと、急あれば操守にもどること。である。また『正徳会典』巻百十の事例によれば、

(成化)二十年。令鎮守官官舎随任者許五人、分守許三人、其軍伴、鎮守内外官二十名、分守十五名、守備十名、団営官軍、非警急不許輒便調遣。

とあり、鎮守官は随従として、官舎を鎮守ならば五人、分守ならば三人帯同することを認められ、軍伴については、鎮守が二十名、分守が十五名、守備が十名を帯同することが許され、団営の監軍は緊急の要が無ければ帯同を許されない、と規定している。ここでは官舎と軍伴は区別されているようである。ここにいう官舎は軍官と舎人のことである。明代の衛所における軍人は「官」「旗」「軍」「舎」に大別できる。「官」は指揮使・千戸・百戸など官位を持った指揮官である。「旗」とは総旗・小旗のことで小旗が軍丁10人を率い、総旗は5小旗を率いる。「軍」は即ち戸ごとに出される一般の軍丁である。また衛所制では官職について世襲制をとり、しかも人命の消長は予測のできないことなので、各官の長男は舎人として予備される。これが「舎」であり、次男以下は舎余となる。すなわち鎮守官の従者は、衛所の軍人全般に渡り、特に軍士以下あるいは総旗・小旗以下からとられたのが軍伴ということになるのだろう。さらに『正徳会典』の事例を見ると、

弘治十三年、奏准。各処鎮守内臣所在選能通書算軍余二名、総兵官并分守・監鎗・守備等官各一名。令其跟随書弁、与免征操、奏本公文内、倶照令史僉書、以防欺弊。其余官軍号称主文干預書弁者、聴巡撫・巡按并按察司官挙問、倶調極辺衛所、帯俸食糧差操。

鎮守宦官は任地において読み書き計算のできる「軍余」を二名、分守・監鎗・守備であれば一名を選びとることができる

としている。また、選ばれたものは出征・操練が免除されるという。ここに示された鎮守官に付与される従者は軍余・余丁というように定額の枠外にあるものから取られている。これは、衛所の規定人数を保持しながら別に随従の任務に人員をおくる上で至極当然のことである。また、官舎というのも舎人の方に重点があったのではないだろうか。

次に、数について確認してみよう。『会典』成化二十年の事例については、前半の官舎の部分は成化二十年十二月の令であるが[9]、後半の軍伴の部分は二十一年二月に定められたものである[10]。そこで成化十四年と成化二十一年の軍伴の数として比較すると、鎮守官・分守官・守備官の数は、十四年がそれぞれ36名・26名・16名、一方二十一年では20名・15名・10名といずれも削減されている。一見成化二十一年の張鵬の建言が効を奏したように見えるが、前節に述べた通り、この時の進言が現実的効力を発したかどうかは疑問視される。そこで弘治時代の記録を見てみなければならない。『孝宗実録』弘治十一年二月壬申の条を見ると

初兵部左侍郎兼都察院左僉都御史李介陳辺務五事。……一禁占役以革辺弊。辺鎮地方内外鎮守等官占役軍士、動至数百、請立法禁革。自鎮守・総兵・分守・守備内外官、原有奏定軍伴名数外、其副総兵以下官、亦宜定擬名数。凡協守・副総兵官与軍伴三十名、遊撃将軍二十六名、監鎗内官二十名。仍出榜暁諭、不許於額外役占。違者、聴巡撫・巡按官挙奏、照例黜降、尤甚者従重治罪。巡按官満日将各官有無占役、具実以聞。至是、兵部覆奏、謂介所言皆可行。但欲改姚信為遊撃、恐不便於事體、請於三関擇精兵二千充遊兵、委驍勇都指揮二員分領、仍聴信調度為宜。従之。

とある。ここでは副総兵以下の軍伴の数が定擬されている。これによると、協守・副総兵は30名、遊撃将軍が26名、監鎗内官は20名である。それぞれを成化二十一年の数と比較してみると、成化の鎮守官の軍伴より弘治の協守の軍伴の方が多い。以下その他の官について比較しても、位階としては低いものが数が大きいのである。ということは、弘治十一年の「鎮守・総兵・分守・守備内外官、原有奏定軍伴名数」というのは成化二十一年の定額ではなく、数としてもそれより多かったものと考えなければならない。その数字が実際どの程度だったかを示す史料が見あたらないのは遺憾ではあるが、軍伴の数は拡大する傾向にあったことは確かである。『会典』においても弘治十三年の事例では、

凡各処鎮守総兵内外官、跟随軍伴二十四名、協守副総兵二十名、遊撃将軍与分守内外官十八名、監鎗内官十六名、守備内外官十二名、倶不許額外役占及売放軍人、弁納月銭。違者許巡撫・巡按官査照軍職役占売放事例上請、其巡按御史年

終、仍将各官有無多占売放縁由具奏。

とあり、同じ『会典』の成化二十年の事例より、増員されていることがわかる。さらにこの弘治十三年の定額が遵守されたのかどうかも疑問視される。結局のところ軍伴増員の趨勢はおさまらず、(C)で京営の提督の軍伴を「非祖宗旧制」といいながら『武宗実録』正徳二年閏正月癸丑の条に、

増提督団営太監苗逵・張永軍伴各百人、坐営坐司太監黎安等各三十五人、総兵各五十人、侯伯等官各三十人。

とあり、また『武宗実録』正徳二年閏正月丙寅の条に

増太監馬永成・魏彬・寧瑾・谷大用軍伴各百人、坐営官徐光祚・坐司官劉佶等各三十人、総兵各五十人。

と、相当数の軍伴が認められているのである。

このように多くの軍伴を得ることは、鎮守宦官にとって如何なる便利があったのか。まず(F)に述べる「軍伴を勒撥し、以って月銭を取る」を考察してみる。この月銭とは何か。取るというのは誰が何処から取るのであろうか。月銭に関する記事を挙げて検討してみよう。例えば前掲の成化十四年四月丁未の条で、鎮守宦官の軍伴の数を定めた所では、「不許按月納銭」というのも月銭のことであろう。また、『孝宗実録』弘治十一年閏十一月丁丑の条に、

礼科給事中呉仕偉言三事。一比来内官営求出鎮剝削軍民、近日李広敗、露事可知矣。今宜一切取回。京営武職役使軍伴倶有定額、比来任意占役、包納月銭、乗轎燕楽、不習武事。乞命官究処。又各処清軍之弊随鮮随亡、乞量地遠近更相撥補。兵部覆奏。上曰、鎮守内臣倶如故、余従所議。

と、京営の武官の使用する軍伴には定額があるが、勝手に占役し、「月銭を包納する」という。[11] また、『正徳会典』の弘治十三年の事例では「月銭を弁納する」という。一方同じ内容を述べた『万暦会典』巻百三十二の弘治十三年の事例は、

凡各処鎮守総兵官、跟随軍伴二十四名、協守副総兵二十名、遊撃将軍与分守官十八名、監鎗内官十六名、守備官十二名、倶不許額外役占及売放軍人、弁納月糧、違者許巡撫巡按官、査照軍職役占売放事例上請、其巡按御史、年終、仍将各官有無多占売放縁由具奏。

となっている。『正徳会典』では「月銭」と記してある所が『万暦会典』では月糧となっている。[12] この間の多くの史料が「月銭」と称しているのに対して、『万暦会典』のみは「月糧」と記しているのである。明代では、軍士に支払われる給与の中心

はこの月糧であり、これは毎月支給されて父母妻子を養い、「全家仰頼」するものであった。成化朝以降多くの地域では月当り一石が支払われていた[13]。再び（C）をみてみると、京営の提督宦官が百名の軍伴を得ていることについて「況百人所給、毎歳米一千二百石・布二百疋」という所を見れば、支払い額の点で一般に軍士に給される月糧と、軍伴に給される月銭とは一致する（一人一石／月×12ヶ月×１００人＝１２００石）。『万暦会典』ではこのふたつを同一視したのであろう。また、月糧の支払いは運搬上の便宜から正統以降折銀支給が拡大しており、「月銭」という表現も納得できる。また、宦官のねらいが、皂隷の場合と同じく銀両にあったとすれば、実際に「取る」対象となったのは現物ではなく銀であり、そのために「月銭」という表現になったのかもしれない。月銭というのは軍伴について、一般軍士に支払われる月糧と同じように月一石の額で支払われた給与と見てよいだろう。では次に、それを「取」とか「弁納」するとか「包納」するというのはどういうことか。明軍への給与支給の問題に関する奥山憲夫氏の研究を参照すると、明代の軍士への給与支払いにおける、いくつかの弊害が見れる。折銀支給と米の高騰による給与額の目減りや、駐屯地と給与支給地が遠い場合、その搬入に派遣される委官の不正や、またその委官が包攬の害に会うこともある。また、北辺では高位の軍官が直接あるいは家奴を通じて包攬を行なうことがあったという[14]。

これらの軍士の月糧とそれに関連する弊害を、軍伴の月銭とそれに関する鎮守宦官の関係の構図に投影してみると次のように整理できるだろう。成化十四年四月丁未の条では、各辺の鎮守宦官に軍伴を認めるものの、「不許按月納銭」とあるように、月銭はみとめていない。つまり軍伴には、軍士のような月糧の支給を不要であるとしたのだが、宦官の勢力伸長にしたがって、名目のつきそうなこと、つまり軍伴も正丁と同じく一人前の任務につくのだからと言って軍士への月糧支給を、軍伴にまで拡大させたものであり、さらにこの軍伴への給与支給において包攬を行い私利を得たのではないか。

なおここに挙げた皂隷も軍伴も従者の類には属するもの、皂隷が雑役の一目であり、民の負担として徴用され、官に俸給の補助の如く支給されるのに対して、軍伴の方では徴用された場合、一般軍士と同様に月糧（月銭）が支払われることになっている。財政上の意味においては全く異なる性質のものである。宦官に皂隷が付与されることを積年の徭役研究に照らしてどう位置づけすべきか。また、軍伴の財政面から見た位置づけはどうか。これらの問題は財政面からみた宦官勢力の行政機構への浸潤を考察するのに格好の材料となるだろう。残念ながら紙幅の都合もあり、この問題は他日別稿において論じる

ことを期して、本稿では軍政上の問題を進める。

鎮守官官らが軍伴を多く求める理由は、このような銀両の獲得のみには留まらない。これまであげた史料の中にも散見できるように、鎮守官官は軍士を「私役」「占役」し、営私するのである。先に皂隷の銀納化に触れたが、免役された皂隷の労働力の不足分は軍伴・軍士に求められたのではないか。『孝宗実録』弘治二年六月壬辰の条に

先是、戸部因直隷興州右屯衛千戸彭山之奏請、通行各辺巡撫都御史、同管粮郎中等官、清査内外守臣見占種荘田、并空閒地土頃畝数目。随宜酌処、毎鎮守・分守・監鎗・守備内臣名下存留若干、総兵・副参・遊撃・分守・守備武臣名下存留若干、其余撥与屯軍種納子粒、或召人承種、減軽納糧。至是、又因巡按監察御史許鋭之奏、復請通行催査、俟回報至日、奏請定奪。従之。

とあり、また『武宗実録』正徳四年九月庚子の条に

戸部議覆、兵部左侍郎胡汝礪奏。踏勘過宣府内外鎮守・協守・守備等官荘田、共九百二十八頃七十余畝。乞要量為裁減召人承佃。詔以内外鎮守官、朝廷重託、倶准以水旱地各十頃。副総兵半之、分守・監鎗・遊撃各旱地十頃、守備半之、免其徴税。其余願自佃種者、照例起科、多余田地撥与空閒、舎余人等承種納租、明立文冊。敢有奏討并吞併者、科道官査記重罰之、仍行各辺鎮視、此令行之。

とあるように、鎮守官には任地において若干の荘田をもつことが許されている。規定通りの程度ならば定額の軍伴でも満足するだろうが、このような荘田は不当に拡大される場合が多い。余継登『典故紀聞』巻十五に

成化時、真定知府余瓚言、陝西・山西・大同・宣府・遼東等処辺墻内、地土肥饒、近皆為鎮守内外等官私役軍士尽力開耕、所獲粮草甚富、凡遇軍民買納、加倍取息。

とあり、また王世貞『弇山堂別集』中官考九に

（嘉靖二年）浙江鎮守太監劉璟坐違例任所置買田宅、為有司所発。上罪其参佐、謫戍辺者二人、而田宅与璟如故、刑部主事鄭憲執奏、不允。

とある通りである。拡大した場合、やはりその労働力が必要なので、額内の数や、さらに奏乞で認可された数の軍伴では足らずに、「私役軍士」となるのであろう。また前掲『孝宗実録』弘治十一年二月壬申の条に「内外鎮守等の官の占役する軍士

が、ややもすれば数百に至る」という。またやや時期は遡るが、『英宗実録』天順六年十二月戊子の条に

先是、宣府総兵官都督同知陳友奏、独石・龍門等処守備内外官多私役軍士、缺兵防守、以致達賊数入為寇。事下、巡撫右僉都御史韓雍等覈実。至是、雍奏、五月・六月達賊凡四入寇、殺官軍一百余人、掠人畜一千有奇。及右参将都督同知江福私役軍六百余、右監丞阮禄四百余、都指揮僉事張傑二百九十余、奉御陳荘一百六十余、都指揮等鄭祥等共幾二千。因論福等職居守備、平時既不能廉以律己、而役兵図利、臨事又不能勇以率衆、而玩寇失機。宜痛懲其罪、以為将来之戒。兵部復劾之如雍言。上曰、私役軍士如此、寇至寧不誤事、福・禄・傑・荘、爾兵部其移文、召還另選人往代、其余失機者、令巡按御史執問、不係失機者、姑宥之、令退還操守。

とあり、やはり何百単位の数の軍士が私役されていたといえる。

前出の史料、弘治十七年閏四月辛巳の条に「柴薪皂隷はもと外官の養廉の為に設ける。」とあるが、同じ理由で鎮守宦官にも諸費用の自弁の為に若干の資本（荘田）と労働力（皂隷・軍伴）が賜与されたのが始まりで、後に宦官自体の勢力の拡大にともなって必要以上の財をえる為に営私に走り、各方面で顕在化してきたのである。鎮守官として外に出ることは、独自のビジネスチャンスを得ることであった。『英宗実録』天順六年七月丙申の条に

鎮守西寧左監丞陳善与都指揮汪清有隙、相訐奏。下巡按陝西監察御史、及三司覈之、言善遇寇輒遁、致寇肆殺掠、及数令軍出境、伐木売茶、亦為賊所殺、又自杖殺番人及軍士五人、侵欺官旗俸鈔貨銀、私占軍逐月納銀、以万両計、逼役軍人、致逃者幾二百人。清以無子、取部属指揮家女子、為妾者三人、隠匿陣亡官軍不奏者数十人。上命巡按御史按察司執清鞫之、司礼監選内官一人往、代善還。

とある。鎮守官の任地では、軍人を使用して営利活動が行なわれていたのである。また『憲宗実録』成化元年三月甲寅の条に、

巡撫湖広右僉都御史王俭奏、内外鎮守等官、違例置買荘田・鋪店、役使軍民、侵奪民利。又多養馬匹、虐害軍民。乞行査追入官、厳加禁約。上曰、鎮守内外官種田養馬不必禁、但不許後占軍士、侵人田土。所養馬、許給四匹草料。

とあるように、出鎮した宦官の経済活動は宮廷にいすわり賄賂をむさぼるだけでなく「民利を侵奪する」所にまで下っている。荘田経営をはじめとする鎮守宦官の経済活動は、拡大すればするほど多くの人員を必要とし、宦官の出鎮にともなって

違例に付与された皂隷・軍伴の枠が拡大され、さらに認可されていない人員にまで及んで軍士の私役・占役と事態に進展していったのである。

このように軍伴の問題を挙げてくると、軍士の悲惨な生活が想像される。しかしその一方で一部の者には、鎮守宦官ないしは高級武官の従者となることで得をすることもあった。前出の『正徳会典』の弘治十三年の事例で「令其随書弁、与免征操」とあり、文書整理のために鎮守宦官に随従する軍余の出征・操練の免除の規定がある。また『武宗実録』正徳六年六月癸未の条に

兵部覆南京十三道御史周朝佐等所言三事。……一選官軍、謂南京大小教場、及新河口操備軍士、壮者占役私門、老弱充数行伍、其把総管隊官又皆非材、何以禦寇。乞令南京兵部、会科道官閲選。太監・総兵有例外多占軍伴者、指揮而下有投充勢要影射差操者、聴指実劾奏。……

とあり、指揮以下の軍人に勢要に投身し、操練へ赴いたと偽るものいたり、また『武宗実録』正徳六年七月丙辰の条に

吏部尚書楊一清陳陝西辺務八事。一、寧夏官軍投託各将領、以避征調、多至千数百人。今太監張弼・総兵楊英・仇鉞・史　退出軍伴差操、請奨励為辺臣勧、仍令巡撫官清査着伍。

とあり、征討や操練をさけるために自ら鎮守宦官等の勢要の下へ身を投じたものもいたのである。このような投身の軍官軍士と鎮守宦官或は京営の宦官との関係は相互援助的な一蓮托生の共栄関係であったといえる。この共栄関係の確立によって、宦官は軍政の中に在ることが容認され、位置が確保されたのである。こうして軍政の中に確固たる基盤を構築した上で、正徳時代には中央の勢力ある宦官が軍制を操作し、勢力拡大のために暴走する。

[註]

(1) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』(東京女子大学学会研究叢書4　一九六六) 参照。
(2) 『憲宗実録』成化二十一年七月庚戌の条。
(3) 『憲宗実録』成化二十二年四月戊戌の条。
(4) 谷光隆「成化時代における司礼監の地位」(『東洋史研究』13－3　一九五四) 参照。

（5）『明史』巻七十四、職官三、参照。
（6）『孝宗実録』弘治十七年五月壬寅の条。
（7）岩見宏『明代徭役制度の研究』P159～162参照。
（8）本稿の内容の基本的な部分は、既に九十五年度明清夏合宿において発表したものであるが、その際にこの軍伴の語の解釈については、中央大学の川越泰博氏の助言を戴いた。衛所の指揮クラスは軍卒を伴当として使っていたそうである。伴当というのは、蒼頭・家丁・世僕・豎子と同じで家内奴隷の一種である。
貴族の家に仕えた奴隷を蒼頭虜児といい、また官衙と地方官の住宅が一緒になっていた中国で、知州や知県と起居をともにし、知州や知県の兄弟などと並んで政務に関係したものを家人・家丁という。また明清時代安徽省の徽州・寧国・池州にあり、その祖先が同地方の貴紳に売られまたは自ら投じて奴隷となったものを世僕という。これからみると、従者としての軍伴の伴の語はここに源があるとみて宜だろう。なお川越氏の「『逆臣録』と『藍玉党供状』」（『中央大学文学部紀要』史学科第四十号、一九九五年三月発行）の付録『逆臣録』内の藍玉党人名一覧を見ると、その身分について軍伴とされる者が一名、単に伴当とされるものが三名、皂隷とされるものが二十二名ある。
（9）『憲宗実録』成化二十年十二月丁丑の条
巡撫宣府左僉都御史秦紘言、諸辺鎮守分守内外官往往請以官舎自随営私作弊而無益於事、宜一切革之。事下、兵部言、辺方守臣須人任使已往者且不必革、惟自今損其人数為便。上曰、軍法莫先於戢下、今各処随行官舎既多、容有姦弊、宜為之制、鎮守内外官止与五人、分守等官与三人、其余仍取還京著為令。
（10）『憲宗実録』成化二十一年二月乙卯の条
兵部尚書張鵬等以陳言、奉旨査京営及各処鎮守等官軍伴人数、具奏裁処。上命京営提督内官與五十名、掌営内官及総兵官三十名、坐営官十名、把総官五名、各処鎮守内外官二十名、分守内外官十五名、守備内外官十名。
（11）なお校勘記によれば、「広本抱本銭作糧」とあり、ここでも「月銭」と「月糧」は混交している。
（12）王雲五主編『万暦会典』（萬有文庫）による。
（13）奥山憲夫「明代の北辺における軍士の月糧について」（『山根教授退休記念明代史論叢』）参照。
（14）奥山憲夫「明軍の給与支給について―正統・景泰期を中心にして―」（『和田博徳教授古稀記念明清時代の法と社会』P133～153）参照。

三、正徳時代の「冒功」について

明代では戸籍が軍民匠竈の四つに分けられ、兵士は軍戸へ入れられて衛所制に編成されていた。軍戸は民戸より一段低く

見られ、戦闘ともなれば命を賭して戦い、閑時には訓練もしくは屯田の作業の生活である。また、軍部の高官による不当な私役や給与の上前をはねたりという事態は軍士を苦しめ、その逃亡を促したのである。逃亡の他に彼らの窮状を救う道は何か。それは軍功を立てて昇進することである。しかし、軍功は多分に偶然に左右されるものである。しかし、論功行賞というものは裏を返せば手続き上の処理なので、些細な手柄を過大評価させたり、虚偽の報告などでも正式な手続きをクリアすれば、昇進や賞与を得られるのである。こういった論功行賞に対する侵害を「冒功」という。例えば、土木の変によってオイラートの捕虜とされて以来、帝位を弟に譲っていた英宗は奪門の変と呼ばれるクーデターによって帝位に復帰した。その際の奪門迎駕の功には官軍四千人が陞職にあずかっていたが、首謀者のひとり石亨らの失脚とともにその陞職を「冒功」と指定され改正されている。(1)

この奪門迎駕の冒功は偶然の機会を利用しようと、これに大勢が群がったものだが、正徳時代の冒功は宦官の専権を後ろだてとして、論功行賞の制度を巧みに歪曲させて利用し、些細な功績を陞賞の対象に上せたり、陞賞対象者の名簿を操作するなど、組織的計画的に「冒功」を実現させたものであった。正徳では皇帝の東宮以来の近侍であった劉瑾・張永・谷大用・魏彬・馬永成・高鳳・丘聚・羅祥ら宦官（通称「八虎」）が劉健・謝遷ら弘治の賢臣を追い落として実権を握った。(2)のちに正徳五年八月、八虎の首領である劉瑾は専横が過ぎて、張永らの手によって失脚させられるが、その後は張永が宦官専権の体制を継続させていた。(3)このような状況下で論功行賞の不正な手続きも黙認されていた。嘉靖四年六月に上進された『武宗実録』では、宦官勢力を指弾する意味で、こうした昇進を「冒功」として銘記してある。その例をいくつか挙げると、

（1）正徳五年六月己亥の条

賜都督同知劉景祥本身、妻及三代誥命。景祥逆瑾兄也、冒功為錦衣衛指揮管南鎮撫司事。至是疾篤、瑾為乞恩、遂進都督同知并与誥命。

（2）正徳七年六月丙寅の条

陞右都督谷大中為左都督、大中太監大用弟、冒従征鎮番衛之功也。

（3）正徳八年二月丁卯の条

陞錦衣衛指揮僉事蕭韺為指揮同知副千戸。蕭通為正千戸。韺太監蕭敬之姪、通其孫也。韺以副千戸、通以冠帯舎人随太

監陸閰、討賊冒功累陞指揮僉事及副千戸。至是祺等又言所獲功次、乃劇賊与獲従賊例不同得併功加陞。頃之祺又乞陞復進指揮使。

（4）正徳八年十二月丁巳の条

前軍都督府左都督谷大中卒。大中乃太監大用之弟也、冒功累陞遂躋極品。

（5）正徳十年二月辛亥の条

註冠帯総旗李岳・王滋于錦衣衛、不為例、以太監李嵩・王則奏帯、冒宣府功也。

（6）正徳十年二月壬辰の条

陞都指揮使張林・張謙・王斌倶都督僉事、林張雄姪、斌張永家人、冒宣大賛画功也。

（7）正徳十年閏四月丁卯の条

陞錦衣衛都指揮同知張明為都指揮使、明太監鋭之弟、冒赤山功也。

（8）正徳十年六月戊辰の条

陞錦衣衛指揮同知張瑄為都指揮僉事。瑄太監雄之弟、冒大同貴州功也。

（9）正徳十年六月己巳の条

陞錦衣衛指揮使張蘭、為本衛都指揮使、蘭太監鋭之姪、冒宣大功也。

などである。第一に留意すべきは、ここに挙げられる冒功者が、劉瑾の兄劉景祥、谷大用の弟谷大中、蕭敬の姪蕭祺、蕭敬の孫蕭通、張雄の弟張林・張瑄、張永の家人王斌、張鋭の弟張明・張蘭というように、宦官の兄弟・家人という親類縁故者がほとんどである点である。（5）の李岳・王滋もそれぞれを帯同した太監と同姓である。また第二の留意点は、（2）の「従征鎮番衛」や、（3）の「随太監陸閰」や（5）の「奏帯冒宣府功」というように、軍功を挙げる機会として、宦官の出征に奏帯されることが起点になっていることである。これらの冒功の構造は夏言の「査革正徳中濫授武職疏」に詳しい[4]。夏言はまず、武爵においては公侯伯が最高であり、これにはよほどの功がなければ封ぜられることはない。太祖洪武帝は六公二十八侯を、太宗永楽帝は十余人を封じただけである。ところが先朝（正徳）では劉瑾ほか張永・谷大用・馬永成らの太監が工作してその親兄弟をして封爵を受けしめた。ということを述べ[5]、続けて

再照、正徳年間各処軍功之濫。其弊有三。奏帯之数太多、記験之次失実、武選之法尽壊。如鎮守官奏帯例該五名、分守等官奏帯、例該三名。今則七八十名者有之、五六十名者有之、其領兵奏帯至三四百名者有之。如錦衣衛官校旗舎、倶係侍衛直駕人員、与大京営操備官旗、例無奏帯之例。今則公然違例奏帯、而前項人員独多。蓋以各処鎮守太監類皆出身権門援引。是以彼此互相結納、遇有地方用兵、則以所帯之人、尽隷報功之籍、往往安居京師寄名辺方。故有一人而数処奏帯、一時而数処獲功。其不在斬饗之例、又復巧立別名。或曰「運送神鎗」、或曰「齎執旗牌」、或曰「衝鋒破敵」、或曰「三次当先」、如寧夏之「訪尋金冊」、河南之「軍前效労」、皆是也。記験之地、既無審覈之公。銓選之司又無駁勘之実。当給賞者、毎破例而冒同陞官。応査議者、輒陞除而許令自首。其改正重陞併功加授之類、私謀巧術、弊出百端、難以枚挙。臣等査得寧夏・陝西・甘涼・雲南・貴州・江西・湖広等処平賊功次、中間倶有冒濫、未能尽合條格。独貴州香爐山之役、錦衣衛報功陞授者、尤為冒濫。山東・河南征剿流賊、其功雖有可称、而太監谷大用・張忠・陸閭・尹生等各人奏帯、巧立名色陞授職級者、幾六百員名、其冒濫抑又甚矣。今仰遵明旨、将例外奏帯之人、通行査革、其各処歴年紀功官員審覈不公雷同為詐者、乞通行罷黜、以警将来。

と述べ、冒功の構造を明らかにしている。すなわち軍功の濫には、その弊害が三つある。それは奏帯の人数の多さ、軍功の記録の虚偽、武選の法の崩壊である。鎮守宦官が任地に帯同してよいのは五名、分守官ならば三名である。これは前節の『正徳会典』の事例に見えた随任の官舎の数と一致するので、これを指すと思われる。しかし実際にはかなり多人数を帯同している。また、鎮守宦官は中央の権貴と結んで、地方で事があれば戦功者の名簿にその奏帯の人の名を載せる。その場合、名を載せるだけで当人は京師に居ることがあり、一時に数カ所で功をあげるという矛盾さえ生じた。また「運送神鎗」「齎執旗牌」など勝手に軍功の名目を立てて報告することもある。一方でその功績の審査も公を失い、過分な陞賞を与えている。夏言らが各地の戦功を調べた限りにおいても、この冒濫ぶりは甚だしいということである。またこの疏では、続けて武功により子孫に蔭の及ぶことの禁止を訴える。(6) そしてさらに、続けて

再照、正徳元年以来、各衙門緝獲妖言強盗、并不係臨陣対敵、一応陞授職役者、已経遵照詔旨、尽行査革。臣等訪得天順・成化及弘治初年指揮門達・袁斌・朱驥等提督緝捕、毎至十年、或十一二年、方纔一次類奏、其間委係積有年労、獲有奇功者、該部査勘是実、分別等第奏擬陞賞。然陞者不過五七人、多至十人而止、其賞者或以布絹、或以鈔錠、其無功

者尚或責打黜退当差。自後因其拿獲妖言、陞襲一輩之例、於是人競貪功大肆羅織、所獲妖言強盗多是冤枉、故弘治十八年之詔、痛欲禁革、此弊当時已有濫觴之漸。及正徳元年、錦衣衛指揮趙鑑・葉広・東廠太監王岳鄭旺、各官一時更代数月之内、将弁事官校、四次奏陞、正徳二年、又復類奏、当時已経該部参論、馴至近年以来、姦倖用事、廠衛専権、無頼之徒、鱗集蟻附、創設西廠、復立内刑、弁事之員、日増、獲功之奏漸数、始則三年一奏、或二年一奏、後至一年一奏、或一年両奏、遂有年終類奏之名。往往以妖言為首、張皇賊状、罔非掎摭之詞、連署姓名、不辨獲功之数、含糊奏請、朦朧擬陞、奏一人則陞一人、奏百人則陞百人、以致市井庸流、不崇朝而立朝籍、権門厮役、不数歳而躡至顕融。且其假種妖書、陰為陥穽、買同番手、誣執平民、加以酷法慘刑、煆煉成獄。凡経廠衛奏送法司莫敢平反、冤魂塞路、上干天和、凡有人心言之憤結。且弘治元年、奉有孝宗皇帝聖旨、以後拿獲妖言的不陞、止照成化十四年例給賞、綸音具在、所当万世遵行、不知該部何所稽憑類将妖言陞職。……

と述べている。ここに言うのは、些細な功績を誇大化して陞賞に預かることである。「緝獲妖言強盗」は小さい功である。従って、天順～弘治初年にかけては十年、あるいは十二年に一度、まとめて報告され、具体的な陞賞の対象の幅もせまかった。しかし、正徳に入ってから報告回数は格段に増え、年に二度の報告があることもあった。そのうえ一人奏すれば一人を陞し、百人奏すれば百人を陞す。というように陞賞の対象は飛躍的に拡大したのである。

以前は軍功の機会は少なく、奪門迎駕の冒功のように偶発的な機会に多くの者が群がったのである。それが論功行賞手続きの操作によって機会を拡大し、大量かつ安全に陞賞にあづかるような冒功のシステムに変形させた。そしてこれを作り上げ、最大限に利用したのが当時の宦官であった。例えば、張永の弟安定伯の張容は、正徳二年閏正月丁未に冠帯舎人から錦衣衛百戸へ、同年五月には正千戸へ、さらにその数日後には指揮僉事と異例の早さで陞官している。(7) こうした中貴（権勢のある宦官）を中心に冒功陞賞がなされるわけで、例えば『武宗実録』正徳十年三月庚辰の条に

録貴州程番府平賊功、陞賞有功及陣亡官軍田錦等一百六十八人有差。鎮守太監沈泰加禄米十二石、巡撫僉都御史陳天祥陞俸一級、時御史鄺約所報功籍又有官舎銭明等百二十人、皆中官及権倖子弟不在原奏帯之数者、兵部亦依違以請悉得陞賞、内廖鎧者已革為民、復以冠帯舎人冒陞云。

とあり、百六十八人のうち百二十人が中官及び権倖の子弟であるというからかなりの割合（71・4%）である。またそれ

を除いた四十八人（28・6％）はどうであろうか。全て虚偽のないものといえるだろうか。恐らくは以前に一般の軍余から選ばれた随従者がコネを利用したのではないだろうか。『武宗実録』正徳七年十二月戊午の条に

陞錦衣衛都指揮使谷大亮等四百二十五人各一級。皆以太監陸閹・谷大用・張忠等奏帯随軍冒功者也。

とあり、また『武宗実録』正徳十一年四月壬戌の条に

陞賞官旗軍舎朱国等二百六十九人有差、従太監張忠奏朔州井陘等処功也。

とある。これらの多数の者すべてが宦官・権倖の子弟とは考えがたい。また、『武宗実録』正徳八年九月甲申の条の

陞錦衣衛署都指揮僉事湛臣・指揮僉事丘成各一級、以従太監谷大用出征冒功也。

などは前掲の（1）～（9）の冒功の史料のようにその出身を銘記していないが、この湛臣や丘成などは或は前節の『武宗実録』正徳六年六月癸未の条に見えた「指揮而下投充」の者ではないだろうか。『孝宗実録』弘治十五年六月壬子の条に

兵部以災異言陳三事。一杜偉門、謂近年乞恩陞職者三百有余、乞将在京各衛所允不由軍功陞職者、一一査奏裁革。応存留者減支半俸。如有由軍功相参授職者、止存軍功職事、如有似前貪縁支請、乞照例問罪降調。二恤人言、謂大同・宣府・薊州三鎮添設内臣過多私役虐害、軍馬日漸消耗。近該廷臣集議、請将三鎮守備内臣十六員尽行裁革、薊州一鎮止留二員改為分守、与中東二路参将同居一城、未蒙兪允。乞仍照原擬裁革、以解辺人之困。三杜雑進、謂各辺及腹裏地方多有無籍之徒、投充勢要官下旗舎軍余等役、奏称報効、其各辺鎮守等官亦于額外朦朧奏帯、支費甚多。一遇勦賊、冒報功次。今後倶聴臣考験果有諳暁兵法熟閑弓馬者、方許其去。其余并額外人員倶各発回原籍・原衛各供職役疏奏命通査聞奏。

とあり、無籍の徒が勢要の下で旗舎軍余等の役に投身して認められ、また各辺の鎮守官が額外にこれを帯同し冒功するというのである。また少し変わった例では、『武宗実録』正徳五年九月辛巳の条を見ると、

斬張文冕于市。文冕華亭人、初為県学生、被黜潜至京、投劉瑾門下、遂用事冒軍功、授錦衣衛千戸。瑾捏伝旨、意多出其手、交通賄賂、気焔傾一時。至是、瑾敗併誅、妻妾送浣衣局。

という科挙崩れの者が宦官の門下に投身して冒功した例もある。なんらかの理由、例えば賄賂とか何かの才能・技芸などによって認められ、勢要の従者となることで冒功陞賞の恩恵にあずかることができるのである。もちろんその基底には、軍伴

あるいは随任の官舎などが冒功陞賞に浴しうる前提条件があるのである。

宦官の専横がずっと安定していた正徳時代はこの冒功陞賞のシステムが稼働していたわけであるが、その裏舞台には宦官と文官の癒着があった。冒功陞賞のシステムを意のままに機能させるにはまず兵部を押さえておく必要があった。『武宗実録』正徳十二年七月甲申の条に

錦衣衛百戸蘇栄従太監張忠、自宣大還、以獲姦細、陞署副千戸。尋論偏頭関功、実授再乞陞、乃為署正千戸。時冒功併功請乞無虚日、兵曹以文書塡委乃別以置一科云。

のように対応したり、また前出の正徳十年三月庚辰にみえた「兵部亦依違以請悉得陞賞」や、また、『武宗実録』正徳十二年七月甲申の条に

陞錦衣衛都指揮使岑玉為都督僉事、玉鎮守遼東太監岑章舎人也、自総旗報捷為署百戸累陞至都指揮使。至是、復冒寨児山堡功陞兵部為請許之。

と兵部が後押ししているようなものである。さらに、『武宗実録』正徳二年七月癸丑の条に、

司礼監太監劉瑾・御馬監太監谷大用・丘聚各奏、選差官校擒獲僭號賊首張華、請論功陞賞、兵部尚書劉宇因據瑾等所奏、分別陞賞等第而極言大用・瑾・聚制勝有方、其功尤偉、賞不可以例拘、詔大用・瑾・聚各歳加禄米十二石、陞指揮谷大玭・千戸朱徳・于永・百戸朱成・劉景祥・丘成各二級、指揮使童祥等二十三人・冠帯小旗李経等六人・副千戸楊敬等八人各一級、倶与実授世襲、且見任賞為従有功官旗勇士米勝等三十五人、彭鉞等十一人、徐瑾等十八人、人紵絲一表裏銀五両。

とあり、『武宗実録』正徳十一年九月乙巳の条に

陞後軍都督府都督同知張明為左都督僉書管事。明太監鋭兄、屢冒功伝陞。至是復冒囉囉壩・沙塘川功。兵部尚書王瓊為之請。故有是命。

とあり、また『武宗実録』正徳十六年二月庚寅の条に

加太監谷大用・張永・魏彬・張忠禄米歳各二十四石、賞右都督朱彬銀五十両・紵絲四表裏、副総兵陶杰銀二十両・紵絲二表裏、御史賈啓・僉事盛鵬各銀五両・紵絲一表裏、官旗六十一人陞賞有差、以兵部尚書王瓊言、其修完口北等処辺墻

及擒獲姦細也。

など当時の兵部尚書劉宇・王瓊らの協力を意識して書かれたのであろう。正徳朝の兵部尚書について宦官と癒着していたものとして挙げられるのは劉宇・王瓊を含め、次の四人である。

劉宇　二年四月～兵部尚書　三年八月　↓　吏部尚書　四年六月入閣
曹元　三年八月～兵部尚書　五年二月　↓　吏部尚書・入閣
陸完　八年十一月～兵部尚書　十年閏四月　↓　吏部尚書　十五年十一月下獄
王瓊　十年閏四月～兵部尚書　十五年十二月　↓　吏部尚書　十六年四月下獄

劉瑾は五年八月に失脚している。よって劉瑾時代の冒功は劉宇・曹元がバックアップし、張永時代になってからは陸完・王瓊がバックアップしたものと考えれよう。またこの四人のいずれもが吏部に進んでいることは正徳の宦官専横が文武官両面に広がっていたことを物語る。またこの冒功陞賞のシステムを利用した者は、宦官に限ってのことではない。『武宗実録』正徳元年正月壬辰の条に

都察院右都御史史琳卒。琳字天瑞浙江余姚県人、成化丙戌進士、授工科給事中、遷陝西右参議、以憂去、後補福建、陞江西左参政。贛州盗起、琳以俘獲功、陞左布政使、擢右副都御史、巡撫北直隷兼提督三関、入為工部右侍郎、転左侍郎兼左僉都御史、経略辺関、擢右都御史。時虜寇榆林、奉命督軍務、後虜寇宣府、復同太監苗逵・保国公朱暉往征之、至是卒。贈太子太保、賜祭葬如例、復遣官護其喪帰。琳貌魁岸、性寛厚喜談。兵嘗習太乙壬遁等術故、欲因戦伐以取功名、宣府之役斬虜首僅三人、而琳与逵・暉張大其功、且遣子鶴、偕舎人苗翥奏捷得陞総旗、言官劾其庸懦無恥、士林醜之。

とあるように都御史史琳が全く宦官と同じように冒功のシステムを利用した。一方で、劉瑾はこの冒功を利用して己の敵と味方を区別したようで、『武宗実録』正徳四年正月戊午の条に

兵部上広西柳慶平賊功次、首列有功当陞二級者、錦衣衛正千戸魏英等十四人。陞一級量賞者、副千戸呂天瑞等七人。陞一級不賞者正千戸王良等六十四人。次及広西等都司官舎并陣亡旗軍応陞一級者、四百二十六人。陞署一級者十人、応賞者九千六百二十八人。乃以総理調度等官太監潘忠・都御史陳金等応加賞典請。有旨、英等十四人。良及百戸李清等四十一人、如擬陞賞。千戸毛漢等十七人各加賞不陞。広西等都司官舎旗軍各如例陞賞、忠歳加禄米十二石・金賞銀二十両・

綵幣二表裡。広西鎮守太監蔡昭・副総兵康泰賞如金。紀功御史盧翊賞銀十両・綵幣一表裏。分守参将馬澄・金堂・官纓賞如翊。協同監督進勦官左参政王臣・左参議林璿・右参議銭瀫・羅栄・副使陳崇徳・僉事蔡錬・王秩賞綵幣如翊、而銀半之。錦衣衛公差千戸李鉞以非奏帯之数、不准陞賞。兵部所擬陞一級不賞者内有余珞等五人。蓋指揮余寘家僅而梁次攄則学士儲之子也。瑾以其貪縁冒功倶押発原籍為民。遂譴寘而視其職、天瑞以納粟、貪縁近侍、復冒功次、并家属呂天祥等五人倶押発甘粛固原等衛永遠充軍。又諭、今後文武職官子孫人等敢有冒籍、錦衣衛并各辺官下者倶連坐調衛充軍犯者、該部并科道徑自劾奏、瑾因是裁抑僥倖可謂察矣、然所陞賞及八党弟姪英及魏天禄彬弟姪也、劉傑・劉元吉・劉亨・劉時紀瑾弟姪也。馬山・馬釗永成弟姪也。谷大中・谷春大用弟姪也。蓋徒挟権逞威、以済其私殊無所顧忌云。

とあるように、劉瑾は自己に従わないものは陞賞者のリストから摘出して、その家属をも辺衛の軍におくるとともに、他方劉瑾自身の関係者及び魏彬・馬永成・谷大用らの弟姪はどしどし賞賜に充てている。[8] このような裁量は劉瑾をして他の官僚に圧力をかけるもとになる。

以上見てきたように、冒功とは鎮守宦官に認められた軍伴等の従者のシステムと、論功行賞のシステムを、勢力を伸ばしてきた宦官が巧みに利用して拡大して作り上げ、自己の親類縁者に還元するとともに、官界を牛耳るための道具となった。「冒功」は正徳時代の宦官専横と官僚の腐敗構造の中で最も重要な鍵を握っていたようである。

[註]

(1) 『英宗実録』天順三年十一月己亥の条によれば、

兵部奏、天順元年正月十七日奪門迎駕官軍、武清侯石亨下一千五百三人、都督張軏下一千二百八十九人、張輗下九百三十六人、太監吉祥下二百七十一人、倶陞職有差。近者亨詐冒事露。有旨、令自首免罪。縁亨・軏下官軍已有陸続首送在部者、而輗・吉祥下独無一人首告、恐有朋比欺罔。宜行五軍并中外都司衛所但有冒陞者、限三月内首告改正、違者在内従監察御史・錦衣衛・五城兵馬司、在外従巡按御史・按察司官廉察得実、不限職之大小、倶連家属、謫両広・貴州充軍。庶使法令昭明人知警懼。従之。

(2) 阪倉篤秀「武宗朝における八虎打倒計画について」(小野和子編『明清時代の政治と社会』P43～62) 参照。

(3) 間野潜龍「宦官劉瑾と張永との対立」『三田村博士古稀記念東洋史論集』P273～289) 参照。

(4) 『皇明経世文編』巻二百二 (夏文愍公文集1)

（5）仰惟我祖宗開国以来、立為武爵、専以待有功之臣、延及子孫、俾世其職、報功之典、可謂重矣。然品秩之尊、莫有過於公侯伯者、自非定難拓土之功、不以軽授、故以我太祖高皇帝開天啓運、不階尺土、奄有区夏、而一時翊運元臣、佐命宿将、駆除翦滅、懋建厥功、然在当時封公者六人、封侯者二十有八人、至我太宗文皇帝奉天征討、克靖大難、其所封拝、亦不満十余人、列聖相承、益加慎重、中間累常殲夷大憝、蕩平群盗、戡伐戎虜、立功之臣、後先相望、蓋不為少、然未有中間弟姪封拝之濫、爵賞之極、如先朝者也、臣等参照寧夏之役、雖曰寘鐇背逆天道、実繇逆瑾結憤人心、彼時頼都指揮仇鉞之兵、一挙平定、而太監張永聞風趨赴、攘為己功、幸而過乱克平、実仗宗社之慶、後逆瑾伏誅、永与有力、僅可以贖党悪之罪、豈応據為討賊之功、既而太監谷大用・馬永成・陸閒・魏彬等結為朋党、専権出政、乃以運籌帷幄、並受褒崇、於是以永兄張富封泰安伯、弟張容封安定伯、谷大寛封高平伯、谷大亮封永清伯、馬山封平涼伯、陸永封鎮平伯、魏英封鎮安伯、其它倶以功蔭加陞都督都指揮者、又不下数十人、貂蟬玉帯、勢轝班行、鉄券金書、光動閭里、身不出国門之外、足未履戦陣之地曾無旦夕尺寸之労、而一概大拝風爵、坐獲殊寵、此士大夫之所以痛心、而将臣之所以解體也。今仰遵詔旨、倶已査革、候命下之日、合行該部追奪誥券、削為編氓、庶足以光昭祖宗之法、而一洗名器之汙也。

（6）再照、各処討賊既平内外中官大臣、類授武職功蔭、尤非祖宗之法、竊謂各該領兵官員、奉命出師、致有成功、乃其職分、廟堂籌画、理亦宜然、旦克捷之日、既身加官爵之崇、又家受金帛之賚、莫非優典、已足酬功、奈何重以武爵、蔭及子孫、寵報逾涯、実難負荷、但近年文職功蔭、多因中官妄希恩数、一例普及、心知非義辞拒不能、今仰遵明詔、一體査革、臣等伏乞自今以後、内外文臣果能身兼将相、功業顕著者、朝廷欲加殊恩、豈無別項彝典、不必假以武蔭、以干清議、実足以励士夫廉靖之節、足以服辺庭将士之心。

（7）註（3）参照。

（8）註（3）参照。

おわりに

本稿では、明代に特有の宦官の在外という事象に注目した。その初段階として取り上げたのが鎮守宦官である。成化二十一年の条奏を参考にして明代中期の鎮守宦官の問題点を挙げてみると、外形的には員数、派遣地域の拡大が指摘され、内容的には権力の増大と従者をめぐる問題が指摘された。従者は民戸からとられる皂隷と、衛所からとられる軍伴があり、また衛所官や舎人も従者となった。これらの従者は鎮守宦官にとって銀両を獲得する手だてであったとともに、営私の労働力でもあった。一方、衛所の官軍のなかにも自己の利益のためにすすんで鎮守宦官ないしは高級武官の下に投身する者があり、一部では共栄関係が結ばれて結束していた。これによって宦官は軍政の中における位置を確保することができた。また、正徳

時代には中央の宦官のエゴイズムにより、この共栄関係は「冒功」へと暴走してゆき、宦官の専権として注目を集めるようなレベルに達したのである。

宦官によって冒功のシステムが確立されていく過程で目につくのは、皂隷や軍伴の増員や、軍功の名目の濫設の際には、宦官が違例に「奏乞」・「奏請」し、それに皇帝が認可を与える（「允」など）。という手順を踏むことである。帝意のよしとする所であれば、文武百官は「旧無此例」でも「非祖宗旧制」であっても最終的には従わざるを得ない。他方宦官は皇帝の名の下になる国策の裁決手続きを掌握している。皇権を必要に応じて最もよく引き出し得たのである。したがってその実行力は強力で、旧例主義・祖制主義の一般官僚の及ぶところではなかった。

明代の中期以降、政治的安定の時代の到来とともに社会経済の変化も著しくなって、皇帝の独裁体制とはいえ、皇帝の個人的能力ではとても対応できない。また、中央集権体制のもとに編成された官僚組織も、行政機構の主人たりえず祖制を遵守することに満足し、ややもすれば伝統的枠にとらわれて改革に消極的であり、一方で官としての特権や権威を私的営利活動に結びつけ、国家のシステムをその為に利用しこそすれ、社会情勢に対応した国政改革を企図できない。そんな曖昧な政治組織であればこそ、強力な権威を背景にした行政手続きを持った宦官組織は、それが両刃の剣であることは認知されつつも生存競争に積極的な一部の人々によって、膠着した制度を破るための武器としてその意義を認められていた。

明代に宦官が行政の上に、その影響力をつよめて浸潤していくことについては、様々な社会との相関関係を考えなければならない。検討すべき問題はまだ各部門に眠っている。例えば第二節でみた従者の問題を財政という視点でとらえるとどうか。鎮守宦官以外の在外宦官についてはどうか。特に税監は鎮守宦官と同じく広範囲に及び、しかも鎮守宦官とは異なる分野で、時期的にもズレがあるので、必須のテーマであろう。また、本稿の内の従者の問題や冒功をめぐる官僚の人脈関係などもまだまだ粗雑である。これらの問題はさらに研究を進めて、漸次解答を提出していく必要があるだろう。